

作成日 2018/06/26  
改訂日

## 安全データシート

### 1. 製品及び会社情報

製品名 男前モノタロウ 洗浄用ラッカーシンナー  
製品コード 20339838  
供給者の会社名称 株式会社MonotaRO  
住所 〒660-0876 兵庫県尼崎市竹谷町2-183 リベル3階  
担当部門 商品お問合せ窓口  
電話番号 0120-443-509  
FAX番号 0120-289-888  
整理番号 M181101

### 2. 危険有害性の要約 GHS分類

物理化学的危険性 引火性液体 区分2  
健康有害性 急性毒性(経口) 区分外  
急性毒性(経皮) 区分外  
急性毒性(吸入:蒸気) 区分4  
皮膚腐食性及び皮膚刺激性 区分2  
眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性 区分2A  
発がん性 区分2  
生殖毒性 区分1A  
生殖毒性・授乳影響 授乳に対するまたは授乳を介した影響に関する追加区分  
特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分1(視覚器 全身毒性 中枢神経系)  
特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分2(肝臓 呼吸器 腎臓)  
特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分3(麻酔作用 気道刺激性)  
特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分1(視覚器 神経系 腎臓 中枢神経系)  
特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分2(血液系 呼吸器 消化管)  
環境有害性 水生環境有害性(急性) 区分2  
水生環境有害性(長期間) 区分3  
上記で記載がない危険有害性は、分類対象外か分類できない。

### GHSラベル要素

#### 絵表示



注意喚起語 危険  
危険有害性情報 H225 引火性の高い液体及び蒸気  
H315 皮膚刺激  
H319 強い眼刺激  
H332 吸入すると有害  
H335 呼吸器への刺激のおそれ  
H336 眠気又はめまいのおそれ  
H351 発がんのおそれの疑い  
H360 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ  
H362 授乳中の子に害を及ぼすおそれ  
H370 視覚器、全身毒性、中枢神経系の障害  
H371 肝臓、呼吸器、腎臓の障害のおそれ  
H372 長期にわたる、又は反復ばく露による視覚器、神経系、腎臓、中枢神経系の障害  
H373 長期にわたる、又は反復ばく露による血液系、呼吸器、消化管の障害のおそれ  
H401 水生生物に毒性  
H412 長期継続的影響によって水生生物に有害  
注意書き 使用前に取扱説明書入手すること。(P201)

- すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。(P202)  
 熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。禁煙。(P210)  
 容器を密閉しておくこと。(P233)  
 容器を接地すること。アースをとること。(P240)  
 防爆型の電気機器、換気装置、照明機器等を使用すること。(P241)  
 火花を発生させない工具を使用すること。(P242)  
 静電気放電に対する予防措置を講ずること。(P243)  
 粉じん、煙、ガス、ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。(P260)  
 妊娠中、授乳中は接触を避けること。(P263)  
 取扱い後はよく手を洗うこと。(P264)  
 取扱い後はよく眼を洗うこと。(P264)  
 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。(P270)  
 屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。(P271)  
 環境への放出を避けること。(P273)  
 保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。(P280)
- 応急措置  
 皮膚に付着した場合、多量の水と石鹼で洗うこと。(P302+P352)  
 皮膚又は髪に付着した場合、直ちに、汚染された衣類をすべて脱ぎ又は取り除くこと。皮膚を流水又はシャワーで洗うこと。(P303+P361+P353)  
 吸入した場合、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。(P304+P340)  
 眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。(P305+P351+P338)  
 ばく露又はその懸念がある場合、医師の手当、診断を受けること。(P308+P313)  
 気分が悪い時は、医師の手当て、診断を受けること。(P314)  
 皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当てを受けること。(P332+P313)  
 眼の刺激が続く場合、医師の診断、手当てを受けること。(P337+P313)  
 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。(P362+P364)  
 火災の場合には、適切な消火剤を使用すること。(P370+P378)
- 保管  
 容器を密閉して換気の良い場所で保管すること。(P403+P233)  
 換気の良い冷所で保管すること。(P403+P235)  
 施錠して保管すること。(P405)
- 廃棄  
 内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。(P501)

3. 組成及び成分情報  
 化学物質・混合物の区別

混合物

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS番号
			化審法	安衛法	
トルエン	27%	C7H8	(3)-2,(3)-60	既存	108-88-3
キシレン	1.50%	C8H10	(3)-3,(3)-60	既存	1330-20-7
エチルベンゼン	2.20%	C8H10	(3)-28,(3)-60	既存	100-41-4
メタノール	10~20%	CH3OH	(2)-201	既存	67-56-1

プロピルアルコール	1%未満	CH3CH2C H2OH	(2)-207	既存	71-23-8
イソプロピルアルコール	0.1~10%	CH3CH(O H)CH3	(2)-207	既存	67-63-0
1-ブタノール	1%未満	CH3CH2C H2CH2O	(2)-3049	既存	71-36-3
酢酸エチル	20~30%	CH3COOC 2H5	(2)-726	既存	141-78-6
酢酸nプロピル	1~5%	CH3COOC H2CH2C H3	(2)-727	既存	109-60-4
酢酸ブチル	1~5%	CH3COOC H2CH2C H2CH3	(2)-731	既存	123-86-4
アセトン	0.1~5%	CH3COCH	(2)-542	既存	67-64-1
メチルエチルケトン	5~15%	CH3CH2C OCH3	(2)-542	既存	78-93-3
メチルイソブチルケトン	1~5%	CH3CH(C H3)CH2 COCH3	(2)-542	既存	108-10-1
シクロヘキサノン	1%未満	C6H10O	(3)-2376	既存	108-94-1
イソブタノール	1%未満	C4H10O	(2)-3049	既存	78-83-1

分類に寄与する不純物及び安定化添加物

情報なし

#### 4. 応急措置

応急措置の描写

全般的な注意事項:

心肺停止の場合には直ちに心肺蘇生を行うこと。嘔吐したら、吸引しないように注意すること。当事者を、危険区域から連れ出し、寝かせること。事故あるいは体調がすぐれない場合は、直ちに医師を呼ぶこと(可能ならば、取扱説明書あるいは安全データ書を呈示すること)。意識不明の場合は口から何も与えず、横向きに安定に寝かせて医師に相談すること。

吸入した場合

被災者を空気の新鮮な場所に移し、暖めて安静にさせること。呼吸困難またはお急停止のときは、人口呼吸を開始すること。

皮膚に付着した場合

直ちに以下のもので洗浄すること:

水かつせっけん

熱い溶解物に触れた際には、(次のもの)で皮膚を手当てすること:

データなし

使用してはならない洗浄液: 酸性の洗浄剤 溶剤/シンナー

眼に入った場合

眼に触れたときは、直ちに、瞼を開けた状態で10~15minの間、眼を流水で洗浄し、眼科医の診察を受けること。

飲み込んだ場合

無理に吐かせないこと。飲み込んだ場合は口を多量の水ですすぎ(被災者の意識はある場合のみ)、直ちに医師の手当てを受けるとこ。

飲み込んだ場合、直ちに(以下のものを)飲ませること

データなし

応急処置者の自己防護

データなし

急性症状及び遅発性症状の最も重要な徴候症状

症状

以下の症状が表われ得る:

呼吸困難 意識障害 嘔吐 肺水腫 麻酔状態 酩酊状態 悪寒 めまい 視覚障害

影響:

呼吸困難 意識障害 酩酊状態 肝臓および腎臓障

医師に対する特別な注意事項:

データなし

特別な治療:  
データなし

## 5. 火災時の措置 消火剤

使ってはならない消火剤  
火災時の特融な危険有害性

消火作業者の保護具

その他のデータ

適切な消火剤:  
アルコール耐性に泡 ABC-粉末 二酸化炭素(CO2)  
乾燥した砂 霧状の水

水 棒状注水。  
危険有害な燃焼生成物:  
窒素酸化物(Nox) 一酸化炭素 ホルムアルデヒド  
ゴム長靴 ゴム手袋。自給式呼吸器具及び化学防護  
服を着用すること。

爆発性のガスおよび燃焼生成ガスは、吸入しないこ  
と。燃焼時、多量の煤が発生。燃焼拡大の可能性が  
ある。消化後の水は、下水道、土壌または自然水系  
に流してはならない。汚染された消火用水は、分別し  
て回収すること。それ以外の場合は制御しながら最  
後まで燃焼させること。安全に実行可能であれば、  
破損していない容器を危険区域から遠ざけること。

## 6. 漏出時の措置 人体に対する注意事項、 保護具及び緊急時措置

環境に対する注意事項

封じ込め及び浄化の方  
法・機材

人体に対する注意事項:

個人用の保護具を使用すること。とりわけ、漏れた/  
こぼれた製品によるスリップの危険、ガスの拡散は、  
特に地表付近(空気より比重が大)と風向に注意す

保護具:  
適切な呼吸保護具を用いること。

緊急時の措置  
すめの発火源を除去すること。十分に換気をする  
こと。人々を安全な場所に避難させること。

流出したものが確実に受け止められるようにすること  
(たれ受けまたは受領域など)。排水は、全量を回収  
して、排水処理設備で処理するよう、徹底すること。  
地下/土壌に至らせてはならない。下水道、あるいは  
自然水系に流入させないこと。より広い面積への広  
がりを防ぐこと(例えば、堰き止めるあるいはオイル  
を遮断する)。廃棄物が確実に回収され保管されるよ  
うにすること  
封じ込めに関して

取り除くために適した材質:  
砂 珪藻土 土壌、アース

浄化にあたって

希釈あるいは中和のために適した材料:

データなし

他の項を参照:

安全取扱:参照箇所 節7 廃棄物処理:参照箇所  
節13 個人保護具:参照箇所 節8

## 7. 取扱い及び保管上の注意 安全取扱注意事項

防護措置

安全な取扱いの為のアドバイス  
忌避事項:吸入 蒸気またはミスト/エアゾールの吸  
引 皮膚接触 目との接触 エアゾールあるいは、霧  
の生成

取扱い時に充填するガス:窒素

取扱い時に充填する液体: 非該当

注意事項:

ガス/煙/蒸気/エアゾルを吸い込まないこと。危険区域は教会を定め、適切な警告—および安全標識で、はっきり示さなければならない。換気のよい場所でのみ、使用すること。炎あるいは灼熱した物質に吹き付けてはならない。その材料は、むき出しの光源、炎、およびその他の発火源から離れた場所に限り用いること。人身用防護装備を身に付けること(第8章を参照)。製品を取り出した後は、必ず容器を密閉すること。権限を有する人物以外の立ち入りを禁止すること。容器は、注意深く開いて取り扱うこと。

火災防止のための措置

湿潤状態を保持するための物質

データなし

混合禁止物質:

酸

隔離すべき物質:

可燃性物質 酸化剤 還元剤

発火源から遠ざけておくこと—禁煙。熱源から遠ざけておくこと(例えば、高温の表面、火花、開放火災)。容器、器具、ポンプや給排気装置のアースを取り付けること。静電防止機能のある(火花の生じない)工具のみを使用すること。靴および作業着は、静電防止加工のものを着用すること。蒸気は、空気と比較して比重が大きく、床上を拡散し、空気と爆発性混合気を形成する。

エアゾールおよび粉塵生成を回避するための対策

充填、計量、サンプリング時に使用すべき措置:

液はねから防護された、アースを取り付けた装置 局所吸引を備えた装置

以下のタイプの局所換気を用いること:

煙/蒸気に対応した排気フード

環境に対する注意事項:

せき止めるための容器、例えば排出口のない床用桶などを備えておくこと。

特定の要求あるいは取扱い規則:

新鮮な空気の流入装置を使用者前方に、排気装置を使用者の後方に、確実に配備すること。排気した空気の逆流は好ましくない。製品を吸収したぞうきんを、ズボンのポケットの中に携行しないこと。

一般的な労働衛生上の注意事項:

職場では、飲食、喫煙、鼻をかむことはしないこと。皮膚、眼、衣服との接触を避けること。汚れが付着し、濡れた衣服は、脱衣すること。休憩前や就業後は、手と顔を念入りに洗うこと、必要あればシャワーを浴びること。

混蝕禁止物質情報を含む安全な保管条件

包装材料

容器または設備向けに適切な材料: 鋼 錆びない鋼  
ラッカーを焼き付け塗装した鋼 ガラス 陶器

容器または設備向けには、不適切な材料:

共同貯蔵に関する注意事項

保管分類: 引火性物質、急性毒性区分1および区分2/非常に有毒な物質(液体の)

混蝕禁止物質: 可燃性物質 酸化剤 還元剤 強い酸類 強アルカリ 酸ハロゲン化物

保管条件に関するその他情報:

鍵をかけ、子供の手の届かない場所に保管あうこと。加熱すると、圧力上昇し破裂する危険がある。容器は破損すること。容器を密閉して換気の良い冷所で保管すること。

## 8. ばく露防止及び保護措置

管理パラメーター  
ばく露限界値:

成分	CAS NO.	国	管理濃度 ppm	許容濃度 ppm
トルエン	108-88-3	JP	20	50
キシレン	1330-20-7	JP	50	50
エチルベンゼン	100-41-4	JP	20	50
メタノール	67-56-1	JP	200	200
イソプロピルアルコール	67-63-0	JP	200	
1-ブタノール	71-36-3	JP	25	
酢酸エチル	141-78-6	JP	200	200
酢酸n-プロピル	109-60-4	JP	200	200
酢酸ブチル	123-86-4	JP	150	100
アセトン	67-64-1	JP	500	200
メチルエチルケトン	78-93-3	JP	200	200
メチルイソブチルケトン	108-10-1	JP	20	50
シクロヘキサン	108-94-1	JP	20	25
イソブタノール	78-83-1	JP	50	50

生物学的限界値:

成分	CAS NO.	国	単位	限界値	パラメーター
トルエン	108-88-3	JP	mg/L	0.06	トルエン
キシレン	1330-20-7	JP	mg/L	800	total(o-,m-,p-)methylhippuric acid
メタノール	67-56-1	JP	mg/L	20	メチルアルコール
アセトン	67-64-1	JP	mg/L	40	アセトン
メチルエチルケトン	78-93-3	JP	mg/L	5	Methylethylketone
メチルイソブチルケトン	108-10-1	JP	mg/L	1.7	Methyl isobutyiketone

ばく露制御  
設備対策

最初に:7章を参照すること技術設備の具現化に関する追加の指示:

物質/混合物の使用におけるばく露防止の関連対策:

データなし

ばく露を防ぐための技術的な対策:

職業暴露限界および安全取扱温度(セクション7を参照)を考慮し、可能な限り操作温度を低く維持することによりフェームに対する暴露を低減すること。可能な場合には、封じ込められたプロセス内で取り扱うこと。あるいは、局所排気装置を考慮しなければならない。

個人用保護具

眼の保護具

適切な目の保護具:保護眼鏡 サイドガード付き保護眼鏡 顔面保護シールド

手の保護具

適切な手袋の種類:前腕までカバーする長手の保護手袋

適した保護具:PVC(ポリ塩化ビニル) CR(ポリクロロブレン、クロロブレンゴム) NBR(エトリルゴム)

要求される特性

静電気防止性 液が浸透しないこと 耐切裂性

注意事項

保護手袋は、職場で扱う危険物質の濃度や量に応じて、適したものを選ばなければならない。

皮膚及び身体の保護具

適切な保護具:化学物質用保護服 化学物質耐性の安全靴 長靴 保護前掛け

要求される特性:静電気防止性 伝導性靴底がついてること タイプ3 液体不浸透性

推奨される材料:耐熱性の合成繊維

呼吸用保護具

呼吸用保護具が必要なケース

限界値の超過 不十分な換気 長期にわたる影響  
 高い濃度  
 経験的に呼吸用保護具が必要な作業  
 容器に詰めること および 詰め替えること 洗浄作  
 適切な呼吸用保護具:  
 注意事項:  
 製造者が指定した着用限度時間を遵守すること。通  
 常個人用の呼吸保護具を着用しなければならない。  
 呼吸保護具は、製品を取り扱うとき、ハセルする可能  
 性がある有害物質の最大濃度(ガス、蒸気、エアロゾ  
 ル、粒子)に見合う等級のフィルターを使用すること。  
 この濃度を上回るときは、自給式呼吸保護具を利用  
 すること。使用前に、漏れ/透過がないかどうか点検  
 すること。サイズの合った、快適で清潔な保護服のみ  
 を着用すること。  
 環境ばく露管理  
 ばく露を防ぐための技術的な対策  
 排気ガス洗浄に用いるフィルターのタイプ:  
 データなし  
 排ガス洗浄に用いる再生・削減技術:  
 吸着 凝縮 熱酸化による排ガス処理 触媒酸化に  
 による排気ガス処理  
 排水に適用する化学処理方法:  
 熱処理-蒸留/精留 燃焼 中心となる生物学的下水  
 処理

9. 物理的及び化学的性質

外観	物理的状態 形状 色	液体 液体 無色 刺激臭 データなし
臭い 臭いのしきい(閾)値		データなし
pH 融点・凝固点 沸点、初留点及び沸騰範 囲		データなし データなし 64.10°C~110.60°C
引火点 蒸発速度 燃焼性(固体、気体)		0°C データなし データなし
燃焼又は爆発範囲	下限 上限	1.10% 36%
蒸気圧 蒸気密度 比重(密度) 溶解度 n-オクタノール/水分配 係数		データなし 2.64 0.84 非水溶性 データなし
自然発火温度 分解温度 粘度(粘性率) 動粘性率		データなし データなし データなし データなし

10. 安定性及び反応性

反応性	情報なし
化学的安定性	通常の取り扱いでは安定である。
危険有害反応可能性	情報なし
避けるべき条件	情報なし

混触危険物質		情報なし
危険有害な分解生成物		情報なし
11. 有害性情報		
急性毒性	経口	急性毒性推定値が4972.4661915mg/kgのため区分5に該当。 JIS Z 7252に採用されていないため区分5から区分外に変更。
	経皮	急性毒性推定値が37325.3183825mg/kgのため区分外に該当。
	吸入	(気体) GHS定義による気体ではない。 (蒸気) 急性毒性推定値が5063.2446959ppmのため区分4に該当。 (粉じん・ミスト) 急性毒性推定値が12.5mg/l超のため区分外に該当。毒性未知成分が考慮濃度(0.1%)以上なので、区分外から分類できないに変更。
皮膚腐食性及び皮膚刺激性		区分2の成分合計が41.2%のため、区分2に該当。
眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性		眼区分2Aの成分合計が12.7%のため、区分2Aに該当。
呼吸器感作性又は皮膚感作性		(呼吸器感作性)  データ不足のため分類できない。 (皮膚感作性) 危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分外に該当。 毒性未知成分が考慮濃度(0.1%)以上なので、区分外から分類できないに変更。 ※区分1は0.9%含まれる。
生殖細胞変異原性		危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分外に該当。 毒性未知成分が考慮濃度(0.1%)以上なので、区分外から分類できないに変更。 ※区分1は0.9%含まれる。
発がん性 生殖毒性		区分2の成分が5%のため、区分2に該当。 (生殖毒性) 区分1Aの成分が27%のため、区分1Aに該当。 ※区分2は0.9%含まれる。 ※区分2は0.9%含まれる。 (生殖毒性・授乳影響) 授乳に対するまたは授乳を介した影響に関する追加区分の成分が27%のため、授乳に対するまたは授乳を介した影響に関する追加区分に該当。
特定標的臓器毒性(単回ばく露)		区分2(腎臓)の成分が10%のため、区分2(腎臓)に該当。 区分1(肝臓)の成分が1.5%のため、区分2(肝臓)に該当。 区分1(呼吸器)の成分が1.5%のため、区分2(呼吸器)に該当。 区分1(腎臓)の成分が1.5%のため、区分2(腎臓)に該当。 区分1(中枢神経系)の成分が1.5%のため、区分2(中枢神経系)に該当。 区分1(全身毒性)の成分が5%のため、区分2(全身毒性)に該当。 区分1(中枢神経系)の成分が5%のため、区分2(中枢神経系)に該当。



<p>特定標的臓器毒性(反復ばく露)</p>	<p>区分1(中枢神経系)の成分が27%のため、区分1(中枢神経系)に該当。                  区分1(視覚器)の成分が10.7%のため、区分1(視覚器)に該当。                  区分1(全身毒性)の成分が10.7%のため、区分1(全身毒性)に該当。                  区分1(中枢神経系)の成分が10.7%のため、区分1(中枢神経系)に該当。                  区分3(麻酔作用)の成分合計が95%のため、区分3(麻酔作用)に該当。                  区分3(気道刺激性)の成分合計が86.9%のため、区分3(気道刺激性)に該当。                  区分1(呼吸器)の成分が5%のため、区分2(呼吸器)に該当。                  区分1(消化管)の成分が5%のため、区分2(消化管)に該当。                  区分1(中枢神経系)の成分が5%のため、区分2(中枢神経系)に該当。                  区分1(神経系)の成分が10%のため、区分1(神経系)に該当。                  区分1(呼吸器)の成分が1.5%のため、区分2(呼吸器)に該当。                  区分1(神経系)の成分が1.5%のため、区分2(神経系)に該当。                  区分1(血液系)の成分が5%のため、区分2(血液系)に該当。                  区分1(腎臓)の成分が27%のため、区分1(腎臓)に該当。                  区分1(中枢神経系)の成分が27%のため、区分1(中枢神経系)に該当。                  区分1(視覚器)の成分が10.7%のため、区分1(視覚器)に該当。                  区分1(中枢神経系)の成分が10.7%のため、区分1(中枢神経系)に該当。                  区分1(中枢神経系)の成分が5%のため、区分2(中枢神経系)に該当。                  ※区分2(肝臓)は5%含まれる。                  ※区分2(呼吸器)は5%含まれる。                  ※区分2(脾臓)は5%含まれる。                  ※区分2(聴覚器)は2.2%含まれる。                  動粘性率が不明のため、分類できないに該当。</p>
<p>吸引性呼吸器有害性</p>	
<p>12. 環境影響情報                  水生環境有害性(急性)                  水生環境有害性(長期間)                  オゾン層への有害性</p>	<p>(毒性乗率×10×区分1)+区分2が50.5%のため、区分2に該当。                  (毒性乗率×100×区分1)+(10×区分2)+区分3が64%のため、区分3に該当。                  データ不足のため分類できない。</p>
<p>13. 廃棄上の注意                  残余廃棄物</p>	<p>廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。                  都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。</p>
<p>汚染容器及び包装</p>	<p>容器は清浄してリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。                  空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。</p>
<p>14. 輸送上の注意                  国際規制</p>	<p>海上規制情報                  IMOの規定に従う。</p>

	UN No.	1263
	Proper Shipping Name	塗料
	Class	3
	Packing Group	II
	Marine Pollutant	Not applicable
	Transport in bulk according to MARPOL 73/78, Annex II, and the IBC code.	Not applicable
国内規制	航空規制情報	ICAO/IATAの規定に従う。
	UN No.	1263
	Proper Shipping Name	塗料
	Class	3
	Packing Group	II
	陸上規制	非該当
	海上規制情報	船舶安全法の規定に従う。
	国連番号	1263
	品名	塗料
	クラス	3
容器等級	II	
海洋汚染物質	非該当	
MARPOL 73/78 附属書II 及びIBC コードによるばら積み輸送される液体物質	非該当	
	航空規制情報	航空法の規定に従う。
	国連番号	1263
	品名	塗料
	クラス	3
	等級	II
緊急時応急措置指針番号		128

15. 適用法令

化審法  
労働安全衛生法

優先評価化学物質(法第2条第5項)  
 特定化学物質第2類物質、特別有機溶剤等(特定化学物質障害予防規則第2条第1項第2号、第3の2号、第3の3号)  
 変異原性が認められた届出物質(法第57条の4、労働基準局長通達)  
 第2種有機溶剤等(施行令別表第6の2・有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第4号)  
 作業環境評価基準(法第65条の2第1項)  
 名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9)  
 危険物・引火性の物(施行令別表第1第4号)  
 健康障害防止指針公表物質(法第28条第3項・厚労省指針公示)  
 名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9)

アセトン(政令番号:17)(0.1%-5%)  
 1-ブタノール(政令番号:477)(1%未満)  
 プロピルアルコール(政令番号:494)(1%未満)  
 酢酸エチル(政令番号:177)(20%-30%)  
 酢酸nプロピル(政令番号:182)(1%-5%)  
 シクロヘキサノン(政令番号:231)(1%未満)  
 トルエン(政令番号:407)(27%)  
 メタノール(政令番号:560)(10%-20%)  
 メチルイソブチルケトン(政令番号:569)(1%-5%)

メチルエチルケトン(政令番号:570)(5%-15%)

	キシレン(政令番号:136)(1.5%未満) 酢酸ブチル(政令番号:181)(1%-5%) エチルベンゼン(政令番号:70)(2.2%)
	特定化学物質特別管理物質(特定化学物質障害予 防規則第38条3)
水質汚濁防止法	指定物質(法第2条第4項、施行令第3条の3)
消防法	第4類 引火性液体 第一石油類(非水溶性)
悪臭防止法	特定悪臭物質(施行令第1条)
海洋汚染防止法	危険物(施行令別表第1の4) 有害液体物質(Y類物質)(施行令別表第1) 有害液体物質(Z類物質)(施行令別表第1)
外国為替及び外国貿易法	輸入貿易管理令第4条第1項第2号輸入承認品目 「2の2号承認」 輸出貿易管理令別表第1の16の項 輸出貿易管理令別表第2(輸出の承認)
船舶安全法	引火性液体類(危規則第3条危険物告示別表第1)
航空法	引火性液体(施行規則第194条危険物告示別表第 1)
港則法	その他の危険物・引火性液体類(法第21条第2項、 規則第12条、危険物の種類を定める告示別表)
道路法	車両の通行の制限(施行令第19条の13、(独)日本 高速道路保有・債務返済機構公示第12号・別表第 2)
特定有害廃棄物輸出入規 制法(バーゼル法)	廃棄物の有害成分・法第2条第1項第1号イに規定 するもの(平10三省告示1号)
化学物質排出把握管理促 進法(PRTR法)	第1種指定化学物質(法第2条第2項、施行令第1条 別表第1)
	トルエン(政令番号:300)(27%) キシレン(政令番号:80)(1.5%) エチルベンゼン(政令番号:53)(2.2%)
労働基準法	疾病化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条 別表第1の2第4号1)
16. その他の情報	
参考文献	製造元メーカー提供資料 NITE GHS分類結果一覧 JIS Z 7252 GHSに基づく化学物質等の分類方法 JIS Z 7253 GHSに基づく化学品の危険有害性情報 の伝達方法—ラベル、作業場内の表示及び安全 データシート(SDS) 経済産業省 事業者向けGHS分類ガイダンス 日本ケミカルデータベース(株)SDS作成システム 「ezSDS」により作成。
その他	危険・有害性の評価は必ずしも十分ではないので、 取扱いには十分注意して下さい。